

保有個人データの開示、訂正、利用の停止等について

1. 保有個人データの開示について

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第25条、第29条及び政令第507号第7条、第8条において、当健康保険組合が保有する個人データの開示等の求めに応じる手続を定めることとなっておりますが、当健康保険組合ではその手続を以下のとおり定めます。但し、法第25条第1項により、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるとなっております。

- 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 他の法令に違反することとなる場合
- なお、レセプトの開示に関しては、平成17年3月31日付け厚生労働省指針に基づいて処理されます。

< 手 続 >

(1) 開示を求める者： 本人又はその代理人

④代理人

(A) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(B) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

(2) 開示を求める方法： 書面によること。（口頭、電話、FAX、メール等は不可）

「保有個人データ（診療報酬明細書以外）開示請求書」に必要事項を記載のうえ添付書類を添え提出

(3) 添付書類

(A) 本人の請求の場合

(a) 来所の場合→運転免許証、旅券（パスポート）、写真付き住民基本台帳カード、個人番号カード、健康保険の被保険者証、社員証のいずれかの提示

(b) 郵送の場合→運転免許証、旅券（パスポート）、写真付き住民基本台帳カード、個人番号カード、健康保険の被保険者証、社員証のいずれかの写しと住民票の写しを特定記録で送付

(B) 代理人の請求の場合

(a) 来所の場合→代理人の本人確認については、上記のアを準用し、代理

人が未成年者の法定代理人であるときは戸籍謄本、成年被後見人の法定代理人であるときは後見開始審判書又は成年後見登記事項証明書も提示又、代理人が任意代理人であるときは、委任状及び印鑑登録証明書も併せて提示

- (b) 郵送の場合→代理人の本人確認については、上記のイを準用し、代理人が未成年者の法定代理人であるときは戸籍謄本、成年被後見人の法定代理人であるときは後見開始審判書又は成年後見登記事項証明書の写しを送付又、代理人が任意代理人であるときは、委任状及び印鑑登録証明書の写しも併せて特定記録で送付

(4) 宛先

〒105-7315 東京都港区東新橋1-9-1

アコム健康保険組合 個人情報取扱責任者 常務理事

⑩郵便は特定記録で送付して下さい。

2. 保有個人データの訂正、利用の停止等について

法第19条において「個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。」とされています。また、法第26条及び法第27条において、それぞれ保有する個人データの訂正、追加又は削除や利用の停止、利用の取消についてその求めが適正であると認められた場合には、これに応じなければならないこととされていますが、当健康保険組合では、その手続を以下のとおり定めます。

なお、健康保険組合が保有する被保険者及び被扶養者（以下「加入者」という。）の個人データは、健康保険法に基づく届出等により保有するものが大半であり、健康保険法では任意継続被保険者や特例退職被保険者を除き、事業所ごとの強制加入となっており、原則として加入者の申し出で削除や消去はできません。訂正、追加につきましては、これまで同様に「それぞれの、変更（訂正）届」等を提出していただくこととなります。残る権利として、個人データの利用停止等がありますが、仮に、個人情報の利用停止を申し出られても、多くの場合、結果として給付あるいは、健診が受けられなくなったり、他の保健事業についても加入者の受益が損なわれることがあります。

< 手 続 >

(1) 請求方法

書面によること。（口頭、電話、FAX、メール等は不可）

「保有個人データ訂正・利用停止等届出書」、

に必要事項を記載のうえ資料等（必要な場合）を添え提出。
但し、通常の訂正等についてはこれまでどおり、所定の届出書で提出
して下さい。

(2) 宛先

〒105-7315 東京都港区東新橋1-9-1

アコム健康保険組合 個人情報取扱責任者 常務理事

⑨郵便は特定記録で送付して下さい。

3. 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関するお問合せ

- ・お問合せ窓口：アコム健康保険組合
- ・電 話 番 号：03-6852-0022（代表）
- ・受 付 時 間：9:00～18:00（土・日・祝祭日・年末年始を除く）

以 上

平成17年 4月 1日施行
平成24年 8月22日更新
平成28年 4月 1日更新
平成28年 8月 1日更新
令和 4年12月 2日更新